

山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例新旧対照表
 表【平成二十四年山梨県条例第六十号】（第五条関係）

新	旧
<p>(入退所) 第十一条 略 2 略 3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（<u>法第八条第二十四項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。第二十七条第一号において同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。 4～7 略</p>	<p>(入退所) 第十一条 略 2 略 3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（<u>法第八条第二十三項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。第二十七条第一号において同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。 4～7 略</p>